

事務連絡
令和6年3月29日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体学校設置会社担当課

御中

文部科学省総合教育政策局教育DX推進室

教育データの利活用に係る留意事項（第2版）公表と説明会の開催について（事務連絡）

平素より、GIGA スクール構想の実現に向けて御尽力いただきまして感謝申し上げます。

文部科学省では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上させるために、教育データの効果的な利活用を推進しているところです。各地方公共団体においても教育データの利活用が進みつつありますが、その際には、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）等の関係法令を遵守し、個人情報の適正な取扱いやプライバシーの保護を大前提としながら、「教育データの利活用」と「安全・安心」の両立が実現されることが重要です。

そこで、文部科学省では、教育委員会・学校において教育データの利活用を進めていく際に留意すべきポイントやQ&A等をまとめた、「教育データの利活用に係る留意事項（第2版）」をとりまとめ、公表を行いました。各教育委員会におかれては、本留意事項の内容を確認の上、組織内並びに所管の学校及び域内の教育委員会において、個人情報の適正な取扱い等を徹底していただくようお願いいたします。

1. 「教育データの利活用に係る留意事項（第2版）」の公表について

この度令和5年3月に公表した「教育データの利活用に係る留意事項（第1版）」を改訂し、児童生徒の個人情報を取り扱うための手続きを示した「手順編」

と、留意点を具体的な事例に則した形で示した「事例編」を追加したうえで、「教育データの利活用に係る留意事項（第2版）」として公表を行いました。

新たな学習用ソフトウェアを契約・導入するとき、教育データをシステム上で管理するとき、児童生徒が転出入をする際など、教育委員会及び学校において、教育データを利活用していく様々な場面で留意いただく必要がある重要なポイントをまとめています。

また、併せて「教育データの利活用に係る留意事項のポイント（リーフレット）」についても、改訂版を公表しておりますので、必要に応じ御活用ください。

（第1版からの主な更新箇所）

・「手順編」を追加

各教育委員会・学校において児童生徒の教育データを取り扱う際の手順について、実際の流れに沿って具体的に解説しています。

・「事例編」を追加

学校が、学習用ソフトウェア等を導入し教育データを活用する5つのシナリオにおいて、当該自治体・学校が個人情報の適正な取扱い等の観点から行う主な対応を紹介しています。

なお、地方公共団体における個人情報の適正な取扱いに当たって特に留意すべき事項については、個人情報保護委員会事務局より「地方公共団体における個人情報の取扱いに係る留意事項（令和6年3月27日付事務連絡）」が発出されておりますので、併せて御参照ください。

（添付資料）

・教育データの利活用に係る留意事項（第2版）

・教育データの利活用に係る留意事項のポイント（リーフレット）改訂版

（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00007.htm

・地方公共団体における個人情報の取扱いに係る留意事項（令和6年3月27日付事務連絡）

2. 『「教育データの利活用に係る留意事項（第2版）」及び自己点検内容についての説明会』について

文部科学省では、令和6年度夏頃に、各地方公共団体において保有する個人情報の取扱いに関して自己点検をいただくとともに、実態把握をするため、教育委員会を対象とした悉皆調査を行うことを予定しています。

それに先立ち、「教育データの利活用に係る留意事項（第2版）」や自己点検の内容について解説する説明会を教育委員会向けにオンラインで開催しますので、御参加いただきますようお願いいたします。なお、詳細は、令和6年4月に御連絡い

たします。

【「教育データの利活用に係る留意事項（第2版）」及び自己点検内容についての説明会】

日時：令和6年5月14日（火）14:00～16:00（オンライン開催）

詳細：令和6年4月に連絡予定

については、各都道府県教育委員会担当課におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校に対し、周知いただくようお願いします。

また、留意事項及びリーフレットは、地方公共団体が設置する学校を念頭に置いています。また、それ以外の学校における教育データの利活用においても参考となりますので、各都道府県私立学校主管部課、附属学校を置く各国公立大学法人担当課、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体学校設置会社担当課にも送付いたします。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局教育DX推進室